

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会協議結果

協議番号	協議項目	提案	決定	協議結果
第1号	合併の方式	第2回	第2回	合併の方式は、亀田郡戸井町、亀田郡恵山町、亀田郡椴法華村、茅部郡南茅部町を廃し、その区域を函館市に編入する編入合併とする。
第2号	合併の期日	第2回	第7回	合併の期日は、平成16年12月1日とする。
第3号	市の名称	第2回	第2回	市の名称は、「函館市」とする。
第4号	事務所の位置	第2回	第2回	事務所の位置は、現函館市役所の位置とする。
第5号	財産の取扱い	第2回	第2回	戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の所有する財産は、すべて函館市に引き継ぐものとする。
第6号	地域審議会	第6回	第6回	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4の規定による地域審議会を戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町に設置するものとし、合併までに組織および運営に関し必要な事項を定める。
第7号	議会の議員の定数および任期	第7回	第7回	1 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き函館市の議会の議員として在任するものとする。 2 合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される函館市の議会の議員の任期に相当する期間について、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町を区域とする選挙区を設け、函館市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数各1名を、函館市の旧定数に加えた数をもって函館市の議会の議員の定数とするものとする。
第8号	一般職の職員の身分の取扱い	第6回	第6回	1 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条第1項の規定により、すべて函館市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、函館市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、5市町村の長が別に協議して定める。
第9号	地方税の取扱い	第2回	第2回	地方税は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条第1項の規定により、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。 ただし、南茅部町の入湯税については、平成17年度から5か年度は不均一課税とする。
第10号	特別職の身分の取扱い	第6回	第6回	戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の常勤の特別職および教育長の身分の取扱いについては、5市町村の長が別に協議して定める。
第11号	行政組織機構の取扱い	第6回	第6回	1 戸井町役場、恵山町役場、椴法華村役場、南茅部町役場は支所とし、支所の組織については、住民サービスの低下を招かないよう配慮する。 2 行政委員会および附属機関等の取扱い (1) 行政委員会については、函館市の機関に統合する。 (2) 附属機関等については、それぞれの経緯や地域特性を踏まえながら、統合・再編などを行うものとする。
第12号	条例、規則等の取扱い	第6回	第6回	条例、規則等については、函館市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業等の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて、新規制定、一部改正等を行うものとする。

協議番号	協議項目	提案	決定	協議結果
第13号	町字名の取扱い	第2回	第7回	<p>1 函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の町字の区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の区域内の町名については、4町村の意向を尊重する。</p>
第14号	慣行の取扱い	第2回	第4回	<p>1 市町村章、市町村民憲章については、函館市の市章、市民憲章を用いるものとし、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の町村章、町村民憲章については、各地域の章、憲章として伝承していく。</p> <p>2 市町村の花・木・鳥・魚については、函館市の花等を用いるものとし、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の花等については、各地域の花等として伝承していく。</p> <p>3 消防出初め式については、函館市の制度に統一する。</p> <p>4 成人式については、函館市の制度に統一する。</p>
第15号	一部事務組合等の取扱い	第6回	第6回	<p>1 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町がそれぞれ加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。</p> <p>2 戸井町、恵山町、椴法華村で構成している恵山地区衛生処理組合については、合併の前日をもって解散し、函館市に引き継ぐものとする。</p>
第16号	公共的団体等の取扱い	第5回	第5回	<p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合するよう調整に努めるものとする。</p>
第17号	使用料・手数料等の取扱い	第4回	第4回	<p>1 使用料・手数料の取扱い</p> <p>(1) 公共施設使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) その他の使用料については、函館市の制度に統一する。ただし、港湾使用料のうち、けい船料、港湾施設用地使用料については、現行のとおりとする。また、行政財産使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から段階的に調整し統一する。</p> <p>(3) 手数料については、函館市の制度に統一する。</p> <p>2 減免制度等については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、現行のとおりとする。</p>
第18号	補助金・交付金の取扱い	第5回	第5回	<p>5市町村が実施している補助金・交付金の制度については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、団体および事業の目的、効果等を総合的に勘案し調整するものとする。</p>
第19号	貸付金の取扱い	第4回	第4回	<p>5市町村が実施している各種貸付金制度については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、貸付金制度の充実に努めるものとする。</p>
第20号	広報・広聴事業の取扱い	第2回	第2回	<p>1 広報・広聴事業は、函館市の制度に統一する。</p> <p>2 法律等相談事業は、函館市の制度に統一する。</p>
第21号	福祉事業の取扱い	第3回	第4回	<p>1 重度心身障害者、母子家庭等および乳幼児に対する医療費助成制度については、函館市の制度に統一し、老人に対する医療費助成制度については、現行のとおりとする。</p> <p>2 5市町村が実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、福祉事業の充実に努めるものとする。</p>
第22号	保育事業の取扱い	第3回	第3回	<p>1 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の徴収基準額に統一する。ただし、恵山町および椴法華村については、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。</p> <p>2 保育時間および特別保育事業については、現行のとおりとする。</p>

協議番号	協議項目	提案	決定	協議結果
第 23 号	保健事業の取扱い	第 4 回	第 5 回	<p>1 健康診査事業，検診事業，予防接種事業については，函館市の制度に統一する。</p> <p>2 その他の保健事業については，それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，統合・再編などを行い，保健事業の充実に努めるものとする。</p>
第 24 号	病院事業の取扱い	第 3 回	第 3 回	<p>恵山町立国保病院，南茅部町国民健康保険病院，戸井町立歯科診療所および榎法華村立診療所は，函館市に引き継ぐものとし，早期に経営形態の見直しを図るものとする。</p>
第 25 号	国民健康保険事業の取扱い	第 2 回	第 4 回	<p>国民健康保険事業は，合併年度は現行のとおりとし，平成 17 年度から函館市の制度に統一する。</p> <p>ただし，南茅部町の保険料率については，平成 17 年度から 5 か年度で段階的に調整し統一する。</p>
第 26 号	介護保険事業の取扱い	第 3 回	第 3 回	<p>1 介護保険事業は，函館市の制度に統一する。</p> <p>ただし，第 1 号被保険者保険料については，合併年度および平成 17 年度は現行のとおりとし，平成 18 年度から第 3 期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。</p> <p>2 第 1 号被保険者の普通徴収納期については，合併年度および平成 17 年度は現行のとおりとし，平成 18 年度から函館市の制度に統一する。</p> <p>3 介護認定審査会については，合併時に函館市に統一するものとし，戸井町，恵山町，榎法華村で構成している渡島東部地域介護認定審査会は，合併の前日をもって解散し，南茅部町が加入している茅部地区介護認定審査会については，合併の前日に脱退する。</p>
第 27 号	環境衛生事業の取扱い	第 6 回	第 6 回	<p>1 ごみの分別，収集，手数料については，函館市の制度に統一する。</p> <p>2 し尿の収集，手数料については，函館市の制度に統一する。</p>
第 28 号	農林水産関係事業の取扱い	第 4 回	第 4 回	<p>1 農林関係事業の補助金，貸付金については，函館市の事業に統一する。</p> <p>2 水産関係事業の取扱い</p> <p>( 1 ) 函館市独自の漁業用機械等購入資金貸付金，漁業共済加入促進補助金については，函館市の事業を適用し，5 市町村がそれぞれ実施している沿岸漁業構造改善対策事業補助金，漁業近代化資金利子補給事業，漁業後継者育成対策については，統合・再編などを行い，水産業の振興発展に努めるものとする。</p> <p>( 2 ) その他 5 市町村が従来からの経緯や地域特性を踏まえ実施している事業については，現行のとおりとする。</p>
第 29 号	商工観光関係事業の取扱い	第 3 回	第 3 回	<p>1 商工関係事業は，函館市の制度に統一する。</p> <p>ただし，商工会議所および商工会に対する補助金については，合併後，調整するものとする。</p> <p>2 労働関係事業は，函館市の制度に統一する。</p> <p>ただし，季節労働者に対する各種援護制度については，5 市町村それぞれの地域特性や経緯を踏まえ，調整するものとする。</p> <p>3 観光関係事業は，現行のとおりとし，5 市町村の観光資源を有効活用した観光振興に努めるものとする。</p> <p>4 恵山町，榎法華村，南茅部町の出資企業に対する出資金については，函館市に引き継ぎ，管理運営は現行のとおりとする。</p>
第 30 号	建設関係事業の取扱い	第 4 回	第 6 回	<p>1 都市計画区域については，現行のとおりとする。</p> <p>2 市町村営住宅使用料については，現行のとおりとする。</p> <p>3 町道・村道については，函館市に引き継ぐものとし，除雪の出動基準，私道の簡易舗装基準については函館市の制度に統一する。</p>

協議番号	協議項目	提案	決定	協議結果
第 31 号	水道事業の取扱い	第 3 回	第 4 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸井町, 恵山町, 椴法華村, 南茅部町の簡易水道事業は, 函館市に引き継ぐものとする。</li> <li>2 水道料金については, 函館市の水道料金に統一する。 ただし, 一般家庭用以外の水道料金については, 合併年度および平成 17 年度から 5 か年度は不均一とする。</li> <li>3 検針, 料金徴収業務については, 函館市の制度に統一する。</li> </ol>
第 32 号	消防関係事業の取扱い	第 5 回	第 5 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸井町, 恵山町, 椴法華村, 南茅部町の常備消防については, 函館市東消防署の南茅部支署, 戸井出張所, 恵山出張所, 椴法華出張所とする。</li> <li>2 消防団については, 現行のとおりとし, 連合消防団を組織する。</li> </ol>
第 33 号	防災事業の取扱い	第 5 回	第 5 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域防災計画は, 函館市の地域防災計画を基本としながら統合・再編し, 作成するものとする。</li> <li>2 災害対策本部の設置基準および組織体制については, それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら, 統合・再編を行い, 調整するものとする。</li> <li>3 防災無線システムについては, 現行のとおりとする。 ただし, 4 町村の防災行政無線については, 函館市との通信体制を整備するものとする。</li> <li>4 火山対策については, 現行のとおりとする。</li> </ol>
第 34 号	教育・文化・スポーツ事業の取扱い	第 3 回	第 3 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校および社会教育施設等の管理運営については, 現行のとおりとする。</li> <li>2 学校教育関連事業の取扱い <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小・中学校の通学区域は, 現行のとおりとする。</li> <li>(2) 恵山高等学校の授業料等は, 合併年度は現行のとおりとし, 平成 17 年度から函館市の制度に統一する。</li> <li>(3) 戸井幼稚園の保育料等は, 合併年度は現行のとおりとし, 平成 17 年度から 5 か年度で段階的に調整し函館市の制度に統一する。</li> <li>(4) 遠距離通学支援事業は, 現行のとおりとする。</li> <li>(5) 修学旅行は, 函館市の制度に統一する。 ただし, 戸井町については, 平成 18 年度まで現行のとおりとし, 平成 19 年度から函館市の制度に統一する。</li> <li>(6) 給食費および給食回数については, それぞれの地域の実情を考慮し, 5 年間を目途に統一する。</li> </ol> </li> <li>3 生涯学習関連事業は, それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら, 統合・再編等の調整を行い, 生涯学習の推進や文化・スポーツの振興に努めるものとする。</li> <li>4 戸井町, 恵山町, 南茅部町の指定文化財は, 函館市に引き継ぐものとする。</li> </ol>
第 35 号	市町村建設計画	第 1 回 第 2 回	第 7 回	市町村建設計画は, 別添「合併建設計画」に定めるところによるものとする。

# 合併協定書(案)

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町



# 合併協定書

## 1 合併の方式

合併の方式は、亀田郡戸井町、亀田郡恵山町、亀田郡楸法華村、茅部郡南茅部町を廃し、その区域を函館市に編入する編入合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成16年12月1日とする。

## 3 市の名称

市の名称は、「函館市」とする。

## 4 事務所の位置

事務所の位置は、現函館市役所の位置とする。

## 5 財産の取扱い

戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町の所有する財産は、すべて函館市に引き継ぐものとする。

## 6 地域審議会

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4の規定による地域審議会を戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町に設置するものとし、合併までに組織および運営に関し必要な事項を定める。

## 7 議会の議員の定数および任期

(1) 戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き函館市の議会の議員として在任する

ものとする。

- (2) 合併後，最初に行われる一般選挙においては，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第3項の規定を適用し，当該一般選挙により選出される函館市の議会の議員の任期に相当する期間について，戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町を区域とする選挙区を設け，函館市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数各1名を，函館市の旧定数に加えた数をもって函館市の議会の議員の定数とするものとする。

## 8 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の一般職の職員は，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条第1項の規定により，すべて函館市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の任免，給与その他の身分の取扱いについては，函館市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし，その細目は，5市町村の長が別に協議して定める。

## 9 地方税の取扱い

地方税は，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条第1項の規定により，合併年度は現行のとおりとし，平成17年度から函館市の制度に統一する。

ただし，南茅部町の入湯税については，平成17年度から5か年度は不均一課税とする。

## 10 特別職の身分の取扱い

戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の常勤の特別職および教育長の身分の取扱いについては，5市町村の長が別に協議して定める。

## 11 行政組織機構の取扱い

- (1) 戸井町役場，恵山町役場，椴法華村役場，南茅部町役場は支所と



し、支所の組織については、住民サービスの低下を招かないよう配慮する。

## (2) 行政委員会および附属機関等の取扱い

ア 行政委員会については、函館市の機関に統合する。

イ 附属機関等については、それぞれの経緯や地域特性を踏まえながら、統合・再編などを行うものとする。

## 12 条例，規則等の取扱い

条例，規則等については、函館市の条例，規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容と関係する条例，規則等については、その調整を踏まえて、新規制定，一部改正等を行うものとする。

## 13 町字名の取扱い

(1) 函館市，戸井町，恵山町，楸法華村，南茅部町の町字の区域については、現行のとおりとする。

(2) 戸井町，恵山町，楸法華村，南茅部町の区域内の町名については、4町村の意向を尊重する。

## 14 慣行の取扱い

(1) 市町村章，市町村民憲章については、函館市の市章，市民憲章を用いるものとし，戸井町，恵山町，楸法華村，南茅部町の町村章，町村民憲章については，各地域の章，憲章として伝承していく。

(2) 市町村の花・木・鳥・魚については，函館市の花等を用いるものとし，戸井町，恵山町，楸法華村，南茅部町の花等については，各地域の花等として伝承していく。

(3) 消防出初め式については，函館市の制度に統一する。

(4) 成人式については，函館市の制度に統一する。

## 15 一部事務組合等の取扱い

(1) 戸井町，恵山町，楸法華村，南茅部町がそれぞれ加入している一

部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。

- (2) 戸井町，恵山町，椴法華村で構成している恵山地区衛生処理組合については，合併の前日をもって解散し，函館市に引き継ぐものとする。

## 16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については，合併後の速やかな一体性を確保するため，各団体の経緯，実情等を尊重しながら，統合するよう調整に努めるものとする。

## 17 使用料・手数料等の取扱い

### (1) 使用料・手数料の取扱い

ア 公共施設使用料については，現行のとおりとする。

イ その他の使用料については，函館市の制度に統一する。

ただし，港湾使用料のうち，けい船料，港湾施設用地使用料については，現行のとおりとする。

また，行政財産使用料については，合併年度は現行のとおりとし，平成17年度から段階的に調整し統一する。

ウ 手数料については，函館市の制度に統一する。

- (2) 減免制度等については，それぞれの地域特性や経緯を踏まえ，現行のとおりとする。

## 18 補助金・交付金の取扱い

5市町村が実施している補助金・交付金の制度については，それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，団体および事業の目的，効果等を総合的に勘案し調整するものとする。

## 19 貸付金の取扱い

5市町村が実施している各種貸付金制度については，それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，統合・再編などを行い，貸付金制度の

充実に努めるものとする。

## 20 広報・広聴事業の取扱い

- (1) 広報・広聴事業は，函館市の制度に統一する。
- (2) 法律等相談事業は，函館市の制度に統一する。

## 21 福祉事業の取扱い

- (1) 重度心身障害者，母子家庭等および乳幼児に対する医療費助成制度については，函館市の制度に統一し，老人に対する医療費助成制度については，現行のとおりとする。
- (2) 5市町村が実施している各種福祉事業については，それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，統合・再編などを行い，福祉事業の充実に努めるものとする。

## 22 保育事業の取扱い

- (1) 保育料については，合併年度は現行のとおりとし，平成17年度から函館市の徴収基準額に統一する。  
ただし，恵山町および椴法華村については，平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。
- (2) 保育時間および特別保育事業については，現行のとおりとする。

## 23 保健事業の取扱い

- (1) 健康診査事業，検診事業，予防接種事業については，函館市の制度に統一する。
- (2) その他の保健事業については，それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，統合・再編などを行い，保健事業の充実に努めるものとする。

## 24 病院事業の取扱い

恵山町立国保病院，南茅部町国民健康保険病院，戸井町立歯科診療

所および榎法華村立診療所は，函館市に引き継ぐものとし，早期に経営形態の見直しを図るものとする。

## 25 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業は，合併年度は現行のとおりとし，平成17年度から函館市の制度に統一する。

ただし，南茅部町の保険料率については，平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。

## 26 介護保険事業の取扱い

(1) 介護保険事業は，函館市の制度に統一する。

ただし，第1号被保険者保険料については，合併年度および平成17年度は現行のとおりとし，平成18年度から第3期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。

(2) 第1号被保険者の普通徴収納期については，合併年度および平成17年度は現行のとおりとし，平成18年度から函館市の制度に統一する。

(3) 介護認定審査会については，合併時に函館市に統一するものとし，戸井町，恵山町，榎法華村で構成している渡島東部地域介護認定審査会は，合併の前日をもって解散し，南茅部町が加入している茅部地区介護認定審査会については，合併の前日に脱退する。

## 27 環境衛生事業の取扱い

(1) ごみの分別，収集，手数料については，函館市の制度に統一する。

(2) し尿の収集，手数料については，函館市の制度に統一する。

## 28 農林水産関係事業の取扱い

(1) 農林関係事業の補助金，貸付金については，函館市の事業に統一する。

(2) 水産関係事業の取扱い

- ア 函館市独自の漁業用機械等購入資金貸付金，漁業共済加入促進補助金については，函館市の事業を適用し，5市町村がそれぞれ実施している沿岸漁業構造改善対策事業補助金，漁業近代化資金利子補給事業，漁業後継者育成対策については，統合・再編などを行い，水産業の振興発展に努めるものとする。
- イ その他5市町村が従来からの経緯や地域特性を踏まえ実施している事業については，現行のとおりとする。

## 29 商工観光関係事業の取扱い

- (1) 商工関係事業は，函館市の制度に統一する。  
ただし，商工会議所および商工会に対する補助金については，合併後，調整するものとする。
- (2) 労働関係事業は，函館市の制度に統一する。  
ただし，季節労働者に対する各種援護制度については，5市町村それぞれの地域特性や経緯を踏まえ，調整するものとする。
- (3) 観光関係事業は，現行のとおりとし，5市町村の観光資源を有効活用した観光振興に努めるものとする。
- (4) 恵山町，椴法華村，南茅部町の出資企業に対する出資金については，函館市に引き継ぎ，管理運営は現行のとおりとする。

## 30 建設関係事業の取扱い

- (1) 都市計画区域については，現行のとおりとする。
- (2) 市町村営住宅使用料については，現行のとおりとする。
- (3) 町道・村道については，函館市に引き継ぐものとし，除雪の出動基準，私道の簡易舗装基準については函館市の制度に統一する。

## 31 水道事業の取扱い

- (1) 戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の簡易水道事業は，函館市に引き継ぐものとする。
- (2) 水道料金については，函館市の水道料金に統一する。

ただし，一般家庭用以外の水道料金については，合併年度および平成17年度から5か年度は不均一とする。

(3) 検針，料金徴収業務については，函館市の制度に統一する。

### 32 消防関係事業の取扱い

(1) 戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の常備消防については，函館市東消防署の南茅部支署，戸井出張所，恵山出張所，椴法華出張所とする。

(2) 消防団については，現行のとおりとし，連合消防団を組織する。

### 33 防災事業の取扱い

(1) 地域防災計画は，函館市の地域防災計画を基本としながら統合・再編し，作成するものとする。

(2) 災害対策本部の設置基準および組織体制については，それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，統合・再編を行い，調整するものとする。

(3) 防災無線システムについては，現行のとおりとする。

ただし，4町村の防災行政無線については，函館市との通信体制を整備するものとする。

(4) 火山対策については，現行のとおりとする。

### 34 教育・文化・スポーツ事業の取扱い

(1) 学校および社会教育施設等の管理運営については，現行のとおりとする。

(2) 学校教育関連事業の取扱い

ア 小・中学校の通学区域は，現行のとおりとする。

イ 恵山高等学校の授業料等は，合併年度は現行のとおりとし，平成17年度から函館市の制度に統一する。

ウ 戸井幼稚園の保育料等は，合併年度は現行のとおりとし，平成17年度から5か年度で段階的に調整し函館市の制度に統一する。

エ 遠距離通学支援事業は，現行のとおりとする。

オ 修学旅行は，函館市の制度に統一する。

ただし，戸井町については，平成18年度まで現行のとおりとし，平成19年度から函館市の制度に統一する。

カ 給食費および給食回数については，それぞれの地域の実情を考慮し，5年間を目途に統一する。

(3) 生涯学習関連事業は，それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，統合・再編等の調整を行い，生涯学習の推進や文化・スポーツの振興に努めるものとする。

(4) 戸井町，恵山町，南茅部町の指定文化財は，函館市に引き継ぐものとする。

### 35 市町村建設計画

市町村建設計画は，別添「合併建設計画」に定めるところによるものとする。

# 調 印 書

函館市，戸井町，恵山町，楸法華村および南茅部町は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項および市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会において以上のとおり合併に関する協議が整ったので，ここに調印する。

平成16年4月23日

函館市長

戸井町長

恵山町長

楸法華村長

南茅部町長



# 立 会 人

北 海 道 知 事

合 併 協 議 会 委 員

合 併 協 議 会 委 員

合 併 協 議 会 委 員

合 併 協 議 会 委 員

合 併 協 議 会 委 員

合 併 協 議 会 委 員

合 併 協 議 会 委 員

合 併 協 議 会 委 員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員



## ( 案 )

平成16年 月 日

北海道知事 高 橋 はるみ 様

函館市・戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町  
合併協議会 会長 函館市長 井 上 博 司

### 要 望 書

函館市・戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町合併協議会は、平成15年9月29日に設置され、以来、7回にわたる協議を重ねてまいりましたが、この度3月29日開催の協議会において、すべての協議項目の協議が整ったところであります。

今後におきましては、5市町村の合併協定書の調印や市町村議会、北海道議会の議決などを経て、平成16年12月1日に合併となる予定となっております。

さて、合併後のまちづくりの推進や一体性の速やかな確立、さらには住民福祉の一層の向上において、国や北海道の支援は不可欠であり、財政的支援はもとより、あらゆる場面において総合的な支援・協力を必要とするところであり、当協議会として下記のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をいただきたくよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 合併後の地域活性化を図り、合併建設計画の基本目標を達成するためには、国・北海道が主体となって実施する事業が不可欠であることから、北海道事業の実施について特段のご配慮をいただくとともに、国事業の実施について国へ積極的な働きかけをされるようお願いいたします。
- 2 合併により、北海道から業務が委譲されることに伴い、合併後に新たに必要となる業務が円滑に行われるよう、指導・協力を含め総合的な支援をされるよう、特段のご配慮をお願いいたします。
- 3 北海道の補助制度等で、現在適用されている制度が合併により適用外となるものについては、合併後においても、地理的な条件や生活環境など、地域の状況が急激に変化するものではないことから、合併による不利益が生じることのないよう、当分の間、制度の適用について特例措置を講ずるなど、特段のご配慮をお願いいたします。